

平成 19 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	第 6 4 号議案
	議 案 名	政治倫理の確立のための安城市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: center;">証券取引法の改正及び郵便貯金法の廃止に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 証券取引法の改正に伴う改正 (1) 金銭信託が有価証券に含まれることとなったため、金銭信託の元本の額を有価証券の額面金額の総額とは別に資産等報告書に記載すべきこととする規定を削る。 (2) 同法の題名が「金融商品取引法」に改められたため、条例で引用している同法の題名を改める。</p> <p>2 郵便貯金法の廃止に伴う改正 (1) 郵便貯金の用語が廃止されたため、郵便貯金の額を資産等報告書に記載すべきこととする規定を削る。 (2) 廃止前の郵便貯金法に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）を預金とみなすこととし、その額を預金に含めて資産等報告書に記載するものとする。（附則で規定）</p>
2	議 案 番 号	第 6 5 号議案
	議 案 名	安城市情報公開条例及び安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: center;">日本郵政公社法の廃止に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 安城市情報公開条例の一部改正 個人情報であっても、その職務の遂行に係る一定のものについては例外的に公開の対象となる「公務員等」の定義から、日本郵政公社の役員及び職員を削る。</p> <p>2 安城市個人情報保護条例の一部改正 開示請求者以外の個人情報であっても、その職務の遂行に係る一定のものについては例外的に公開の対象となる「公務員等」の定義から、日本郵政公社の役員及び職員を削る。</p>
3	議 案 番 号	第 6 6 号議案
	議 案 名	安城市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: center;">西三河農業共済組合が設立されることに伴い、同農業共済組合に職員を派遣するためのもの 20. 4. 1～</p> <p style="text-align: center;">職員を派遣することができる団体に西三河農業共済組合を加える。</p>

仮番	内 容																																	
4	議案番号	第67号議案																																
	議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの</p> <p>1 給料表の改定 初任給を中心に若年層（1級から3級まで）に限定した給料月額の上上げ</p> <p>2 扶養手当の改定 扶養親族たる子、父母等に係る支給月額の上上げ 6,000円 6,500円</p> <p>3 再任用職員以外の職員の勤勉手当の改定 (1) 平成19年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.4月分(支給済)</td> <td>1.6月分(改定なし)</td> <td>3月分(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.725月分(支給済)</td> <td>0.775月分(現行0.725月分)</td> <td>1.5月分(現行1.45月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.125月分(支給済)</td> <td>2.375月分(現行2.325月分)</td> <td>4.5月分(現行4.45月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成20年度以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.4月分</td> <td>1.6月分</td> <td>3月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.75月分</td> <td>0.75月分</td> <td>1.5月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.15月分</td> <td>2.35月分</td> <td>4.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 管理職手当の改定 その職員の受ける給料月額の100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める支給割合を乗じて得た額（定率制）</p> <p>その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める額（定額制）</p>		手当	6月期	12月期	年間支給月数	期末	1.4月分(支給済)	1.6月分(改定なし)	3月分(改定なし)	勤勉	0.725月分(支給済)	0.775月分(現行0.725月分)	1.5月分(現行1.45月分)	計	2.125月分(支給済)	2.375月分(現行2.325月分)	4.5月分(現行4.45月分)	手当	6月期	12月期	年間支給月数	期末	1.4月分	1.6月分	3月分	勤勉	0.75月分	0.75月分	1.5月分	計	2.15月分	2.35月分	4.5月分
	手当	6月期	12月期	年間支給月数																														
	期末	1.4月分(支給済)	1.6月分(改定なし)	3月分(改定なし)																														
	勤勉	0.725月分(支給済)	0.775月分(現行0.725月分)	1.5月分(現行1.45月分)																														
	計	2.125月分(支給済)	2.375月分(現行2.325月分)	4.5月分(現行4.45月分)																														
	手当	6月期	12月期	年間支給月数																														
	期末	1.4月分	1.6月分	3月分																														
	勤勉	0.75月分	0.75月分	1.5月分																														
	計	2.15月分	2.35月分	4.5月分																														
	<p>1、2 - 公布の日～ (19. 4. 1～適用)</p> <p>3(1) - 公布の日～ (19.12. 1～適用)</p> <p>3(2)、4 - 20. 4. 1～</p>																																	

仮番4は、人事院勧告どおりに国家公務員の給与が改定された場合における改正内容

仮番	内 容																																									
5	議案番号	第68号議案																																								
	議案名	安城市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について																																								
	摘要	<p>公職選挙法の改正に伴い、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成について公営とするもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～同日以後その期日を告示される選挙～適用</p> <p>1 1人の候補者についての公営の額 1枚当たりの作成単価 × 市の選挙管理委員会に確認された作成枚数 = 公営の額 (限度額7円30銭) (公職選挙法に定める枚数(16,000枚)の範囲内)</p> <p>2 公営の要件 候補者に係る供託物が市に帰属することとならない場合に限る。</p>																																								
6	議案番号	第69号議案																																								
	議案名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																								
	摘要	<p>中部福祉センターの新設に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">20.10.1～</p> <p>1 名称 安城市中部福祉センター 2 位置 安城市新田町新栄84番地1 3 構成する施設 安城市中部老人福祉センター(老人の相談及び機能回復訓練に関する事業を行う施設) 4 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後1時～午後4時30分</td> <td>午後5時30分～午後9時</td> <td>午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>一般利用</td> <td>920円</td> <td>1,070円</td> <td>1,360円</td> <td>2,740円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>一般利用</td> <td>720円</td> <td>850円</td> <td>1,080円</td> <td>2,170円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>一般利用</td> <td>380円</td> <td>450円</td> <td>570円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>一式</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額				午前	午後	夜間	全日			午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時	集会室	一般利用	920円	1,070円	1,360円	2,740円	教養娯楽室	一般利用	720円	850円	1,080円	2,170円	会議室	一般利用	380円	450円	570円	1,150円	カラオケ設備	一式	1,000円	1,000円	1,000円	
区分		金額																																								
		午前	午後	夜間	全日																																					
		午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時																																					
集会室	一般利用	920円	1,070円	1,360円	2,740円																																					
教養娯楽室	一般利用	720円	850円	1,080円	2,170円																																					
会議室	一般利用	380円	450円	570円	1,150円																																					
カラオケ設備	一式	1,000円	1,000円	1,000円																																						

仮番	内 容	
7	議案番号	第70号議案
	議案名	安城市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>子どもの医療費の助成に係る受給資格者の範囲を拡大することにより、子どもの健康の増進を図るもの 20. 4. 1~</p> <p>1 題名の変更 安城市乳幼児医療費助成条例 安城市子ども医療費助成条例</p> <p>2 対象となる子どもの年齢の引上げ 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>
8	議案番号	第71号議案
	議案名	安城市母子家庭等医療費助成条例及び安城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>老人保健法の改正に伴うもの 20. 4. 1~</p> <p>老人保健法の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められたため、受給資格者から除外される者について規定する次の条項で引用している同法の題名を改める。 (1) 安城市母子家庭等医療費助成条例第2条第2項第2号 (2) 安城市心身障害者医療費助成条例第4条第1号</p>
9	議案番号	第72号議案
	議案名	安城市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>精神障害者に対する医療費の助成の範囲を拡大することにより、精神障害者の福祉の向上を図るもの 20. 4. 1~</p> <p>1 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入院に係る医療費に対する助成の範囲を拡大する。 当該医療費の額から法令の規定等による給付の額の合計額を控除した額(以下「自己負担額」という。)の2分の1の額を助成 自己負担額の全額を助成</p> <p>2 老人保健法の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められたため、受給資格者から除外される者について規定する第2条第2項第1号で引用している同法の題名を改める。</p>

仮番	内 容	
10	議案番号	第73号議案
	議案名	安城市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について
	摘要	<p>愛知県の福祉医療費支給事業等事務取扱要領が改正され、老人医療費支給事業が廃止されることに伴うもの 20. 4. 1~</p> <p>同要領に定める73歳及び74歳の者を対象とする老人医療費の支給事業が廃止されることに合わせ、当該者に対する医療費の助成について規定する本市の条例を廃止する。</p>
11	議案番号	第74号議案
	議案名	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>桜井小学校の移転に伴うもの 20. 4. 1~</p> <p>桜井小学校の位置 「安城市小川町堂開道1番地」 「安城市小川町清水道6番地1」</p>
12	議案番号	第75号議案
	議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>租税特別措置法の改正及び図書館における利用者カードの再交付を有料とすることに伴うもの 1 - 公布の日~ 2 - 20. 1. 4~</p> <p>1 租税特別措置法の改正に伴うもの 引用している租税特別措置法の条項名の変更 別表第5中 「第31条の2第2項第14号八」 「第31条の2第2項第15号八」 「第62条の3第4項第14号八」 「第62条の3第4項第15号八」 「第31条の2第2項第15号二」 「第31条の2第2項第16号二」 「第62条の3第4項第15号二」 「第62条の3第4項第16号二」</p> <p>2 図書館における利用者カードの再交付を有料とすることに伴うもの 安城市中央図書館利用者カードの再交付に係る手数料の新設 1枚100円</p>

仮番	内 容	
13	議 案 番 号	第 7 6 号議案
	議 案 名	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>日本郵政公社法の廃止に伴うもの 公布の日～</p> <p>次の占用物件に係る占用料を減免できることとする規定を削る。</p> <p>1 日本郵政公社が日本郵政公社法に規定する業務の用に供する占用物件</p> <p>2 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板</p>
14	議 案 番 号	第 7 7 号議案
	議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市営住宅への暴力団員の入居を制限することにより、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するもの 公布の日～</p> <p>1 入居者の資格として、次の事項を加える。 入居しようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。（「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>2 市営住宅の明渡しを請求することができる場合として、次の事項を加える。 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p>
15	議 案 番 号	第 7 8 号議案
	議 案 名	平成 1 9 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
	摘 要	資料別添

仮番	内 容	
16 {	議 案 番 号	第 7 9 号 議 案 ~ 第 8 2 号 議 案
	議 案 名	平成 1 9 年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	下水道事業(第2号) 安城北部土地区画整理事業(第1号) 安城作野土地区画整理事業(第1号) 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業(第2号)の4会計 資料別添
20	議 案 番 号	第 8 3 号 議 案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	安城市桜井福祉センターの指定管理者として社会福祉法人安城市福祉事業団を指定する(平成20年4月1日~平成21年3月31日)。
21	議 案 番 号	第 8 4 号 議 案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	秋葉いこいの広場の指定管理者として特定非営利活動法人エヌピーオー愛知ネットを指定する(平成20年4月1日~平成22年3月31日)。
22	議 案 番 号	第 8 5 号 議 案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	堀内公園の指定管理者として株式会社愛知スイミング三河安城支店を指定する(平成20年4月1日~平成23年3月31日)。

仮番	内 容	
23	議 案 番 号	第 8 6 号 議 案
	議 案 名	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	摘 要	<p>音羽町及び御津町を廃し、その区域を豊川市に編入することに伴う 20. 1.15 ~ もの</p> <p>1 平成20年1月14日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から音羽町及び御津町を脱退させる。</p> <p>2 愛知県後期高齢者医療広域連合議員の選挙に係る選挙区を構成する市町村から音羽町及び御津町を削ることを内容とする規約の変更</p>
24	議 案 番 号	第 8 7 号 議 案
	議 案 名	衣浦東部農業共済事務組合格約の変更について
	摘 要	<p>衣浦東部農業共済事務組合の解散に伴う規約の変更について、関係 愛知県知事 市と協議することに伴うもの の許可のあ った日 ~</p> <p>次の事項を追加することを内容とする規約の変更</p> <p>1 衣浦東部農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継団体は、安城市とする。</p> <p>2 衣浦東部農業共済事務組合の解散に伴う決算の審査及び認定は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市が行う。</p>
25	議 案 番 号	第 8 8 号 議 案
	議 案 名	衣浦東部農業共済事務組合の解散について
	摘 要	<p>平成20年3月31日をもって衣浦東部農業共済事務組合を解散することについて、関係市と協議することに伴うもの</p>

仮番	内 容	
26	議 案 番 号	第 8 9 号 議 案
	議 案 名	衣浦東部農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
	摘 要	<p>衣浦東部農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、関係市と協議することに伴うもの</p> <p>衣浦東部農業共済事務組合のすべての財産は、承継団体である安城市に帰属する。</p>
27	議 案 番 号	報 告 第 1 5 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 平成19年4月27日発生の事故分</p> <p>(1) 損害賠償額 46,330円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午後8時ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市住吉町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、歩行中の相手方が、左折したところ、道路の側溝に転落したもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 右足の骨折</p> <p>(4) 専決年月日 平成19年9月28日</p> <p>2 平成19年8月25日発生の事故分</p> <p>(1) 損害賠償額 25,940円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午後8時ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市根崎町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 バンパー等の損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市50% 相手方50%</p> <p>(5) 専決年月日 平成19年10月22日</p>